

第 8 回静岡市・蒲原町合併協議会

第 8 回静岡市・由比町合併協議会

合 同 会 議

日 時：平成 16 年 11 月 30 日（火）

午後 1 時 30 分から

場 所：ホテルアソシア静岡ターミナル

3 階「駿府」

第8回静岡市・蒲原町合併協議会
第8回静岡市・由比町合併協議会
合同会議次第

日 時 平成16年11月30日(火)
午後1時30分から
場 所 ホテルアソシア静岡ターミナル
3階「駿府」

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 協 議
 - 法による特例項目について
 - 一般項目について
 - 住民説明会について
 - (2) その他
- 4 閉 会

各協議項目の協議状況

各協議項目の協議状況について

基本項目

項 目	協 議 結 果	状 況
1 合併の方式	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：同日合意】 庵原郡蒲原町及び由比町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとする。 なお、同区域は仮称 C 区（仮称清水区）の区域に編入するものとする。	
2 合併の期日	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：同日合意】 平成 1 8 年 3 月 3 1 日とする。	
3 合併後の市の名称	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：同日合意】 「静岡市」とする。	
4 合併後の市の事務所の位置	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：同日合意】 静岡市の事務所の位置とする。	
5 財産及び公の施設の取扱い	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：同日合意】 蒲原町及び由比町の財産及び公の施設は、すべて静岡市に引き継ぐものとする。	

各協議項目の協議状況について

法による特例項目

項 目	協 議 状 況	状 況
6 市議会議員の定数及び任期の取扱い	<p>【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 6 月 30 日開催第 3 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 9 月 3 日開催第 6 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 10 月 7 日開催第 7 回協議会で協議：継続協議】</p>	
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	<p>【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 6 月 30 日開催第 3 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 9 月 3 日開催第 6 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 10 月 7 日開催第 7 回協議会で合意】</p> <p>蒲原町農業委員会及び由比町農業委員会は静岡市農業委員会に統合する。</p> <p>ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 2 号の規定により、両町の農業委員会の選挙による委員のうち、それぞれ 3 人は、静岡市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き静岡市農業委員会の選挙による委員として在任するものとする</p>	○
8 地方税の取扱い	<p>【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：継続協議】（事業所税については合意）</p> <p>【平成 16 年 6 月 30 日開催第 3 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 9 月 3 日開催第 6 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 10 月 7 日開催第 7 回協議会で合意】</p> <p>静岡市の制度に統一する。</p> <p>ただし、蒲原町及び由比町の区域については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、事業所税を課税免除し、都市計画税の税率を 0.2% とする。</p>	○
9 一般職の職員の身分	<p>【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：同日合意】</p> <p>蒲原町及び由比町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、静岡市の職員と不均衡が生じないように公正に取扱うものとする。</p>	
10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い	<p>【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 6 月 30 日開催第 3 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 9 月 3 日開催第 6 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 10 月 7 日開催第 7 回協議会で協議：継続協議】</p>	

建設計画

項 目	協 議 状 況	状 況
11 建設計画	<p>【平成 16 年 7 月 20 日開催第 1 回幹事会提案：同日合意】</p> <p>【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成 16 年 9 月 3 日開催第 6 回協議会で中間素案を決定：県に事前協議】</p> <p>【平成 16 年 10 月 7 日開催第 7 回協議会で県の意見を参考にし中間素案を確定】</p>	

各協議項目の協議状況について

一般項目

項 目	協 議 状 況	状 況
12 一部事務組合等の取扱い	<p>【平成 16 年 6 月 30 日開催第 3 回協議会提案：継続協議】 【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会で協議：継続協議】 【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で協議：継続協議】 【平成 16 年 9 月 3 日開催第 6 回協議会で協議：継続協議】 【平成 16 年 10 月 7 日開催第 7 回協議会で協議：共立蒲原総合病院組合については継続協議】</p> <p>「県道富士宮由比線、市町道富士川由比線道路組合については、由比町は、合併の日の前日をもって、一部事務組合を脱退する。」 ことについては、平成 16 年 8 月 10 日開催の第 5 回協議会で合意 以下の事項については、平成 16 年 10 月 7 日開催の第 7 回協議会で合意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庵原郡環境衛生組合については、蒲原町及び由比町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に参加するものとする。 静岡市の負担割合は、従前の蒲原町及び由比町の負担割合とする。 なお、今後は、耐用年数等を基準に、使用に耐えないと判断されたところで、施設を廃止し、順次事業を縮小するものとする。 ただし、火葬場施設については、現行のとおりとする。 ・ 庵原地区消防組合については、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 蒲原町及び由比町の区域における消防に関する事務については、合併後の静岡市が実施するものとする。 2 静庵地区広域市町村圏協議会については、蒲原町及び由比町は合併の日の前日をもって脱会するものとする。 3 その他の事務の共同処理については、蒲原町及び由比町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市の加入が必要なものについては、合併後に加入するものとする。 4 第 3 セクターについては、当面現行のとおりとする。 	
13 使用料、手数料等の取扱い	<p>【平成 16 年 6 月 30 日開催第 3 回協議会提案：同日合意】 静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町及び由比町独自の施設、事務の使用料、手数料等は、当分の間、現行のとおりとする。 なお、存続する一部事務組合の使用料及び手数料については、当分の間、現行のとおりとする。</p>	
14 国民健康保険事業の取扱い	<p>【平成 16 年 6 月 30 日開催第 3 回協議会提案：継続協議】 【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会で協議：継続協議】 【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】 静岡市の制度に統一する。</p>	
15 組織及び機構	<p>【平成 16 年 6 月 30 日開催第 3 回協議会提案：継続協議】 【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会で協議：継続協議】 【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で協議：継続協議】 【平成 16 年 9 月 3 日開催第 6 回協議会で協議：継続協議】 【平成 16 年 10 月 7 日開催第 7 回協議会で協議：継続協議】</p>	

項 目	協 議 状 況	状 況
16 特別職の職員 の身分	【平成16年7月30日開催第4回協議会提案：継続協議】 【平成16年8月10日開催第5回協議会で合意】 蒲原町及び由比町の特別職の職員は、すべてその身分を失う。	
17 条例・規則の取 扱い	【平成16年7月30日開催第4回協議会提案：継続協議】 【平成16年8月10日開催第5回協議会で合意】 静岡市の条例・規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。	
18 公共的団体等 の取扱い	【平成16年7月30日開催第4回協議会提案：継続協議】 【平成16年8月10日開催第5回協議会で合意】 合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。	
19 補助金、交付金 等の取扱い	【平成16年7月30日開催第4回協議会提案：継続協議】 【平成16年8月10日開催第5回協議会で合意】 静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町及び由比町独自の補助金、交付金等については、合併後の市域全体における均衡を失わない範囲で配慮するものとする。	
20 行政連絡機構 の取扱い	【平成16年7月30日開催第4回協議会提案：継続協議】 【平成16年8月10日開催第5回協議会で合意】 合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。 なお、広報紙の配布等の行政連絡事務については、静岡市の制度に統一するものとする。	
21 町・字名の取扱 い	【平成16年7月30日開催第4回協議会提案：継続協議】 【平成16年8月10日開催第5回協議会で合意】 蒲原町及び由比町の町・字名は、原則として現行のとおりとする。 ただし、合併に際し、蒲原町及び由比町の町・字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。	
22 各種福祉制度 の取扱い	【平成16年7月30日開催第4回協議会提案：継続協議】 【平成16年8月10日開催第5回協議会で合意】 静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町及び由比町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失わない範囲で配慮するものとする。	
23 慣行の取扱い	【平成16年7月30日開催第4回協議会提案：継続協議】 【平成16年8月10日開催第5回協議会で合意】 静岡市の制度に統一する。 ただし、両町の慣行については、従来の実績等を勘案し、静岡市に引き継ぐべきものについては継続する。	
24 保健衛生事業 の取扱い	【平成16年7月30日開催第4回協議会提案：継続協議】 【平成16年8月10日開催第5回協議会で合意】 静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町及び由比町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失わない範囲で配慮するものとする。	

項 目	協 議 状 況	状 況
25 清掃事業の取扱い	<p>【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案：継続協議】 【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で協議：継続協議】 【平成 16 年 9 月 3 日開催第 6 回協議会で協議：継続協議】 【平成 16 年 10 月 7 日開催第 7 回協議会で合意】</p> <p>蒲原町及び由比町の区域のごみ処理及びし尿処理については、当分の間、 現行のとおりとする。</p> <p>ただし、庵原郡環境衛生組合の施設については、使用に耐えないと判断 された時点で廃止し、順次事業を縮小するものとする。</p>	○
26 各種産業制度の取扱い	<p>【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案：継続協議】 【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】</p> <p>静岡市の制度に統一する。</p>	
27 教育制度の取扱い	<p>【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案：継続協議】 【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】</p> <p>静岡市の制度に統一する。</p> <p>ただし、蒲原町及び由比町独自の制度については、合併後の市域全体に おける均衡を失しない範囲で配慮するものとする。</p>	
28 消防団の取扱い	<p>【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案：継続協議】 【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】</p> <p>合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの 経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるもの とする。</p> <p>なお、団員の身分、報酬、手当等については、静岡市の制度に統一する。</p>	
29 上水道事業の取扱い	<p>【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案：継続協議】 【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】</p> <p>合併後当分の間、現行のとおりとし、速やかに静岡市全体としての統一 に向けて調整を図るものとする。</p>	
30 下水処理事業の取扱い	<p>【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案：継続協議】 【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】</p> <p>合併後、地域の実情に適した処理方法を検討するものとする。</p>	
31 各種事務事業の取扱い		
32 その他		

法による特例項目協議資料

6 市議会議員の定数及び任期の取扱い

すり合わせ方針（案）

編入合併の場合の特例

1 定数特例

(1) 編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、編入される市町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに人口比で算出した増加定数を編入する市町村の議員定数に加えた数をもって、合併市町村の議員の定数とすることができる。

この場合、合併時に編入された選挙区については増員選挙が行われることになる。

(2) この定数特例は、合併時の増員選挙のときだけでなく、合併後最初の一般選挙においても用いることができる。

2 在任特例

(1) 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。

(2) 合併時にこの特例を適用した場合、さらに合併後最初の一般選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて、選挙区ごとに定数特例による定数で選挙を行うことができる。

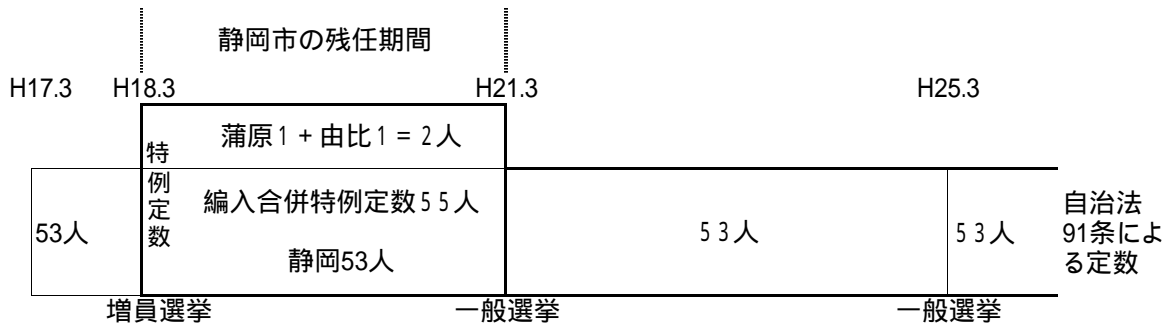
1-(1) 定数特例

編入される自治体の議員定数

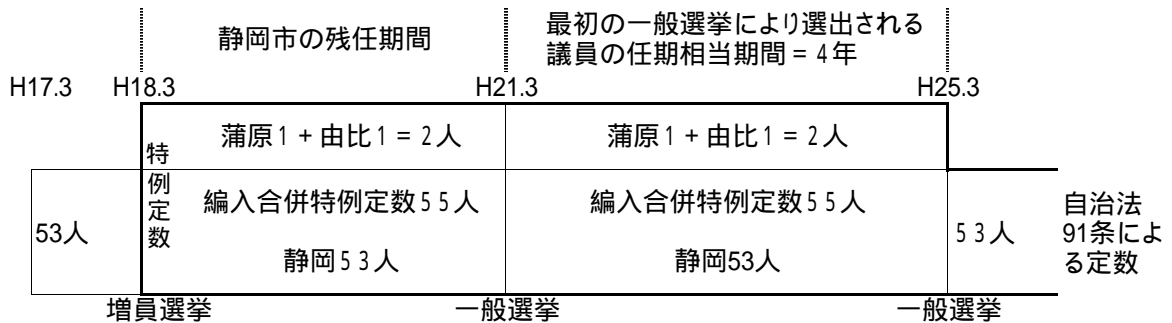
= 編入する自治体の議員定数 × 編入される自治体の国調人口 / 編入する自治体の国調人口

蒲原町: $53人 \times 13,454人 / 706,513人 = 1.0092人$ 1人

由比町: $53人 \times 10,013人 / 706,513人 = 0.7511人$ 1人



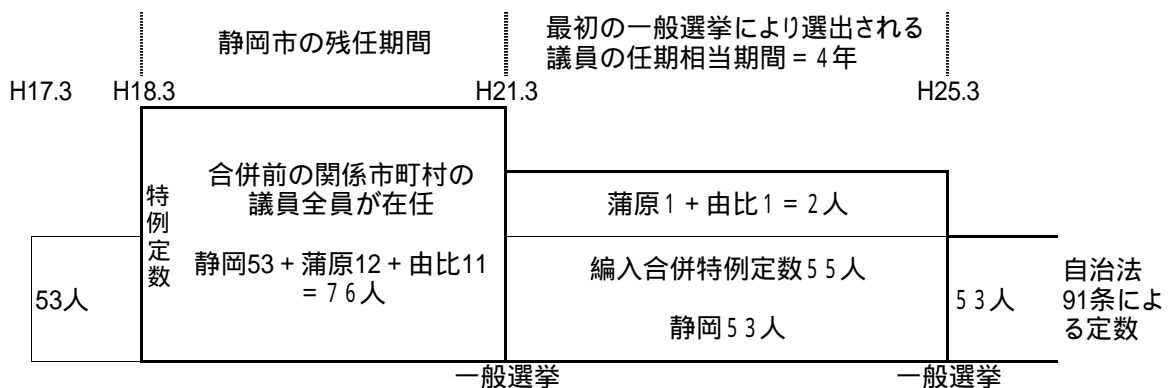
1-(2) 定数特例 + 定数特例



2-(1) 在任特例



2-(2) 在任特例 + 定数特例



10 地域審議会と地域自治組織の取扱い

すり合わせ方針(案)

地域審議会と地域自治区の比較

区分	地域審議会	地域自治区
		合併に際しての特例制度
根拠法令	現行合併特例法 合併特例等に関する法律(新法)	改正合併特例法 合併特例等に関する法律(新法)
法人格	なし	なし
設置区域	旧市町村単位	旧市町村単位(合同も可)
設置方法	合併関係市町村の各議会の議決を経て、協議で定める。	合併関係市町村の各議会の議決を経て、協議で定める。
設置期間	合併関係市町村の協議で定める期間(先進事例では概ね10年)	合併関係市町村の協議で定める期間
機能	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる。	合併市町村の長の権限に属する事務を分掌し、地域の住民の意見を反映させつつ処理する。 政令指定都市の地域自治区が分掌できる事務は、行政区の区長の分掌事務の範囲内となるものと解される。
事務所		(1)地域自治区に事務所を置く (2)事務所の位置、名称及び所管区域は、合併関係市町村の協議で定める。
事務所長等		(1)事務所長(事務吏員) (2)事務所長に代えて区長(特別職)を置くことができる。 (3)区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任 政令指定都市に設置される地域自治区には、特別職の区長を置くことは好ましくない と解される。
職員		合併市町村の職員
予算	合併市町村の予算	合併市町村の予算
協議会等の設置	地域審議会	地域協議会

地域審議会と地域協議会の比較

区分	地域審議会	地域協議会
		合併に際しての特例制度
協議会等の権限	<p>市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる。</p> <p>市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、あらかじめ、地域審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>審議内容 具体的な審議内容は合併関係市町村の協議により調整されることになるが、一般論としては、次のような事項が考えられる。</p> <p>1 市長の諮問に応じ意見を述べること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設計画の変更 ・建設計画の執行状況 ・予算編成の際の事業等に関する要望 ・基本構想・各種計画の策定・変更 ・住民の行為等が規制される地域の指定 <p>2 必要に応じ市長に意見を述べること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設計画の執行状況 ・公共施設の設置・管理運営 ・福祉・廃棄物処理・消防等の对人的施策の実施状況 	<p>(1)次に掲げる事項のうち、合併市町村の長その他市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、合併市町村の長その他市町村の機関に意見を述べるができる。</p> <p>地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項</p> <p>のほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項</p> <p>市町村の事務処理にあたっての地域自治区の住民との連携の強化に関する事項</p> <p>(2) 合併市町村の長は、合併関係市町村の協議で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(3) 合併市町村の長その他市町村の機関は、(1)及び(2)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。</p>
協議会等の構成員の定数等	<p>構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は合併関係市町村の協議で定める。</p> <p>合併後、上記事項を変更しようとするときは、条例で定めなければならない。</p>	<p>構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、合併関係市町村の協議で定める。</p> <p>合併後、上記事項を変更しようとするときは、条例で定めなければならない。</p>
協議会等の構成員の任期	<p>合併関係市町村の協議で定める期間(先進事例では2年程度)</p>	<p>4年以内で合併関係市町村の協議で定める期間</p>
協議会等の構成員の報酬	<p>各種委員の報酬(先進事例)</p>	<p>報酬を支給しないこととすることができる。(原則として無報酬)</p>
協議会等の会長・副会長	<p>合併関係市町村の協議で定める。(先進事例では、会長、副会長を置き、委員の互選で定める。)</p>	<p>(1)会長、副会長を置く。 (2)会長、副会長の選任及び解任の方法は、合併関係市町村の協議で定める。 (3)任期は、構成員の任期による。</p>

建設計画の変更手続き（合併特例法第5条）

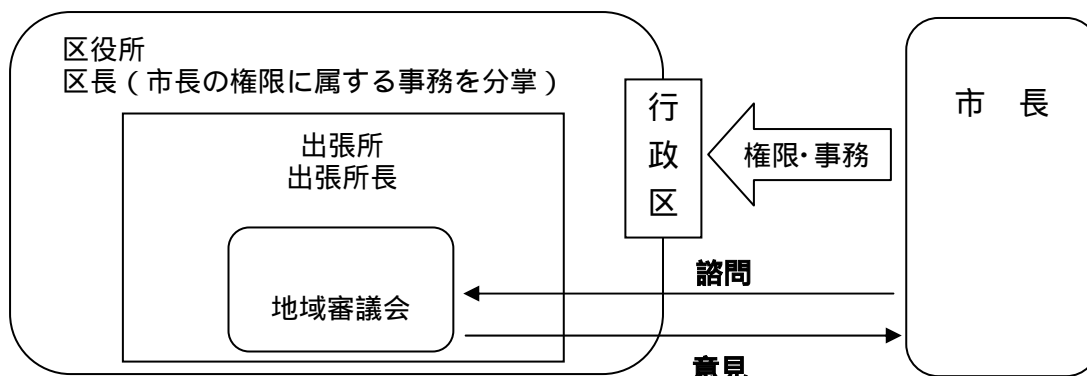
合併後の市が建設計画を変更しようとする場合は、あらかじめ、地域審議会又は地域協議会の意見を聴き、県知事に協議したうえで、市議会の議決を経なければならない。

なお、建設計画を変更した場合は、直ちに総務大臣及び県知事に送付しなければならない。

政令指定都市における区の出張所、地域自治区等のイメージ

政令指定都市における区、区の出張所及び地域審議会

(合併前の自治体の区域に出張所及び地域審議会を設置した場合)



地域審議会の権限

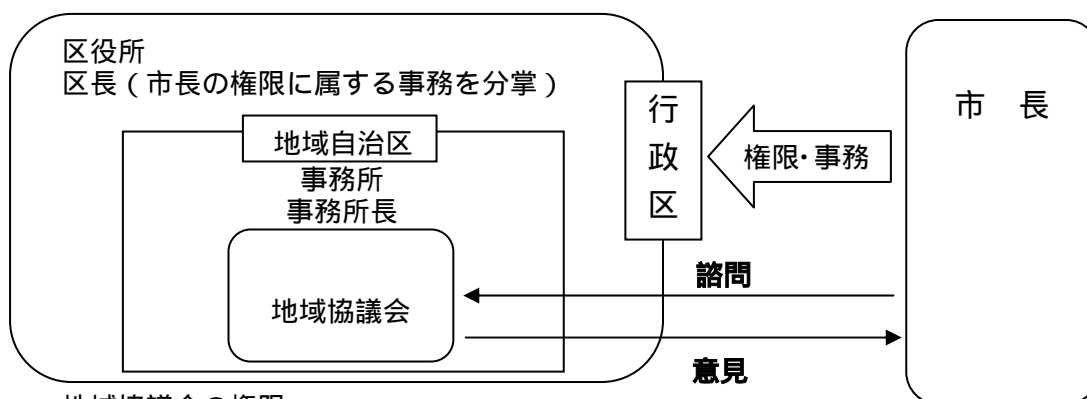
地域審議会の権限としては、「市が処理する当該区域に係る事務に関し市長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき市長に意見を述べる。」とされている。

具体的な審議内容は合併関係市町村の協議により調整されることになるが、一般論としては、次のような事項が考えられる。

- 1 市長の諮問に応じ意見を述べること
 - ・ 建設計画の変更
 - ・ 建設計画の執行状況
 - ・ 予算編成の際の事業等に関する要望
 - ・ 基本構想・各種計画の策定・変更
 - ・ 住民の行為等が規制される地域の指定
- 2 必要に応じ市長に意見を述べること
 - ・ 建設計画の執行状況
 - ・ 公共施設の設置・管理運営
 - ・ 福祉・廃棄物処理・消防等の对人的施策の実施状況

政令指定都市における地域自治区

(合併前の自治体の区域に地域自治区を設置した場合)



地域協議会の権限

- 1 次に掲げる事項のうち、市長その他市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他市の機関に意見を述べるができる。

地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

のほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

市町村の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携の強化に関する事項

- 2 市長は、協議で定める重要事項で、地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

「市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、あらかじめ、地域審議会又は地域協議会の意見を聴かなければならない。」とされている。

一般項目協議資料

一般項目関連資料

1 2 一部事務組合等の取扱い

すり合わせ方針（案）

共立蒲原総合病院組合（平成 16 年 4 月 1 日現在）

項 目		共立蒲原総合病院組合		
組織概要	構成団体	蒲原町、富士川町、由比町、芝川町		
	所在地	富士川町中之郷 2,500 番地の 1		
		・介護老人保健施設	富士川町	
		・看護専門学校	富士川町	
	管理者	富士川町長		
	設置日	昭和 30 年 10 月 1 日		
	議員数	17 人（芝川町 2 人、他 3 町は各 5 人）		
職員数（H16.4.1）	413 人（他に臨時・パート 123 人）			
職員の内訳	医師 42 人、看護師等 220 人、薬剤師等 67 人、事務・介護・労務等 84 人			
経費負担	分賦金（負担金）	構成団体	平成 15 年度 （単位：千円）	【負担割合】 人口割による病院・看護専門学校分賦金のほか 2 事業の（介護老人保健施設、介護認定審査事務）の分賦金の合計
		蒲原町	251,312	
		由比町	157,800	
		富士川町	291,651	
		芝川町	20,486	
		合計	721,249	
財政状況	平成 14 年度末	累積欠損金等	1,290,555,711 円（欠損金） （内介護老人施設 53,041,981 円）	
		起債未償還残高	7,682,687,937 円	
		起債未償還残高の内訳	4,967,201,350 円（病院）	
			1,079,422,955 円（看護専門学校建物）	
資産の状況	【施設】（耐用年数の到来期、耐用年数） 構造、建設年月	【病院】（H34.4、耐年 39 年）	鉄筋鉄骨造 5 階建 S58.5、H10.4	
		【介護老人保健施設】（H63.6、耐年 50 年）		
	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令に準じ、算定した耐用年数」	鉄筋鉄骨造地下 1 階地上 3 階建(H13.6)	【看護専門学校】（H54.4、耐年 47 年）	
		鉄筋コンクリート造 4 階建(H7.4)		

1 5 組織及び機構

すり合わせ方針（案）

政令指定都市については、組織上の特例として、地方自治法第252条の20第1項で区及び区の出張所の設置について次のように規定されている

「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。」

静岡市における区役所の業務（予定）

1 本庁と区役所の役割

- ・ 本庁は、全市に係る基本的な方針や政策的な意思を決定し、区役所はその方針に基づき事務事業を実施
- ・ 区役所は市民生活にかかわりの深いサービスの提供を行なうとともに、市民に最も身近な行政機関として、地域の振興に関する総合窓口となり、コミュニティづくりや自治振興の業務を行なう。

2 区役所の主な業務

	課 名	主 な 業 務
市民生活	地域総務課	市政情報の提供、情報公開の窓口など
	まちづくり振興課	町内会・自治会との窓口、被災者援護、生活・交通相談、スポーツ施設の利用受付、浄化槽設置費補助及び古紙等資源回収奨励金の受付、鳥獣飼養登録など
	戸籍住民課	戸籍の届、住民異動届（転入・転出等）、外国人登録、印鑑登録、戸籍証明・住民票の写し・印鑑登録証明・住民基本台帳カードの交付、電子証明書の発行、埋火葬許可、自動車臨時運行許可、住民異動に伴う転校手続きなど
	国保年金課	国民健康保険の資格の届出、被保険者証の交付、保険料の賦課・徴収・納付相談、保険給付の申請など 国民年金の資格、保険料の免除、年金給付、年金相談など
税務	納税課	市税の徴収、納付相談、督促、滞納処分など
	税務課	個人の市民税及び県民税（普通徴収分）、軽自動車税、固定資産税、都市計画税の賦課、固定資産の評価、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付、市税に係る証明の交付、固定資産課税台帳や地籍図の閲覧及び写しの交付など
福祉	社会福祉課	生活保護、民生・児童委員に関することなど
	保育児童課	児童手当・児童扶養手当の認定、保育所の入所、母子家庭の援護、母子寡婦福祉資金の貸付け、医療費の助成、交通遺児等福祉手当の認定、家庭児童相談など
	障害者支援課	身体障害者手帳・療育手帳の交付、補装具の交付、日常生活用具の給付、支援費の支給、重度心身障害者医療費の助成、身体・知的障害者福祉に係る相談・申請受付など
	高齢介護課	高齢者相談、食事サービス、紙おむつの支給、はり・灸・マッサージの助成、老人医療費等の申請受付、介護保険に関する相談及び申請受付、介護保険料の徴収など
選挙	区選挙管理委員会（地域総務課内）	

平成 16 年 11 月 30 日

静岡市・蒲原町合併協議会及び静岡市・由比町合併協議会

第 8 回合同会議 追加資料

頁	内 容
1	関連 3 項目について（現行）
2	” ” （変更案）
3	地域審議会設置概要（案）
4	出張所の設置について（案）
5 ~ 7	一部事務組合等の取扱い（案）

関連3項目について（現行）

< 各市町における検討案 >

平成16年10月7日現在

市町名	6 議員の定数及び任期	10 地域審議会及び地域自治組織	15 組織及び機構 (出張所等の設置)	備考
静岡市	定数特例1回	設置しない	出張所 + 市民サービスコーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・当分の間、出張所と市民サービスコーナーを設置し、最終的には出張所に統合する ・出張所は、区役所業務の一部を所管する ・市民サービスコーナーは出張所と同等の機能とする
蒲原町	定数特例1回	地域審議会	出張所 + 出張所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域審議会の設置期間は5年とする ・出張所はそれぞれに1箇所設置し、住民サービスに支障をきたさないよう、できる限り広範な事務を所管する
由比町	定数特例1回	地域自治区	事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づき、地域自治区に事務所を置き、長の権限に属する事務を分掌する

関連3項目について（変更案）

<各市町における再検討案>

平成16年11月30日現在

市町名	6 議員の定数及び任期	10 地域審議会及び地域自治組織	15 組織及び機構 (出張所等の設置)	備考
静岡市	定数特例1回	地域審議会 または 地域自治区	出張所 または 事務所	<ul style="list-style-type: none"> 住民意見の反映に資するため、法に基づく地域審議会または地域自治区の地域協議会を設置する。 住民サービスの観点から、法に基づく出張所または地域自治区の事務所を、当分の間、設置する。 設置期間、所掌事務、委員定数等は、協議のうえ定めるが、両地区を所管する行政区との整合を図るものとする。
蒲原町	定数特例1回	地域審議会	出張所	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例法に基づく地域審議会を設置し、設置期間は5年とする 出張所を設置し、住民サービスに支障をきたさないよう、できる限り広範な事務を所管する。
由比町	定数特例1回	地域自治区	事務所	<ul style="list-style-type: none"> 改正合併特例法に基づき、地域自治区を設置する。事務所を置き、長の権限に属する事務を分掌する。

10 地域審議会と地域自治組織の取扱い

地域審議会設置概要

- 1 設置
合併前の 町の区域に、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。
- 2 設置期間
合併の日から5年間
- 3 所掌事務
(1) 市長の諮問に応じて、所管区域に係る次の事項を審議し、答申する。
 - 建設計画の変更に関する事項
 - 建設計画の執行状況に関する事項
 - 予算編成の際の事業等に関する事項
 - 基本構想、各種計画の策定及び変更に関する事項
 - 住民の行為が制限される地域の指定に関する事項
 - 住民との連携の強化に関する事項
 - その他市長が必要と認める事項
- (2) 所管区域に係る次の事項について審議し、市長に意見を述べることができる。
 - 建設計画の執行状況に関する事項
 - 公共施設の設置及び管理運営に関する事項
 - 合併協定書の協定内容に関する事項
 - 住民との連携の強化に関する事項
 - その他必要と認める事項
- 4 委員の定数
15人以内
- 5 委員
所管区域に住所を有する者又は所管区域内に勤務する者で、次の者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 公共的団体等を代表する者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 公募により選任された者
- 6 任期
2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、委員の再任は妨げないものとする。
- 7 会長及び副会長
審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 会議
 - ・ 審議会の会議は、会長が招集する。
 - ・ 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
 - ・ 会長は、委員の定数の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があるときは、会議を召集しなければならない。
 - ・ 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決する。
 - ・ 会議は、原則公開とする。
 - ・ 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 9 庶務
所管区域を所管する出張所において処理
- 10 市長の責務
 - (1) 市長は、3(1)で規定する事項のうち、市の施策に関する重要事項であって、当該審議会の所管区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。
 - (2) 市長は、3で規定する審議会の答申及び意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

出張所の設置について（案）

1 出張所（支所）の設置

合併に伴い、平成 18 年 3 月 31 日付けで 町の区域に、地方自治法第 252 条の 20 第 1 項の規定に基づき、区の出張所を設置する。

出張所は現在の役場庁舎内に置くものとし、その名称は平成 17 年 4 月 1 日に設置する葵区役所井川支所、駿河区役所長田支所との整合を図るため、清水区役所 支所とする。

ただし、設置期間は当分の間とし、庁舎の耐用年数等を基準として、蒲原町及び由比町の区域に置かれる支所等は統合するものとする。

2 支所の役割と所管業務

(1) 役割

支所は、住民の便宜を図るため、区役所に出向かなくても済む程度の事務を処理するものとし、基本的には区役所の窓口の延長と位置づける。

<参考> 区役所の役割

区役所は、地域住民の利便性に配慮し、戸籍、国保年金、税務、福祉などの市民生活に関わりの深い身近な行政サービスを、各区において公平・均一に提供するとともに、地域における住民主体のまちづくり活動を支援し、推進する。

(2) 所管業務

所管業務については、住民の利便性や合併による不安解消について可能な限り配慮するものとし、両町から要望のある業務については、地域特性や激変緩和措置等の観点から区分し、その取扱いについて決定する。ただし、各種団体や事業者を対象とする業務は原則として本庁対応とする。

3 今後の対応について

合併決定後、平成 17 年度には下記の事項について具体的な検討を行うことになる。

合併前の事務事業すり合わせ

合併に伴う県からの事務移譲

政令市移行後の静岡市の組織、事務分掌等の見直し

従って、支所の業務については、来年度のすり合わせ結果等により、現時点での区分が変更となることが予想され、また、決定に際しては、人員、予算、施設、システム関係などとの調整を図る必要がある。

以上の理由から、支所が所管する業務等の取扱いについては、上記 1、2 を基本的な考え方として、平成 17 年度に改めて検討のうえ決定するものとする。

1.2 一部事務組合等の取扱い

1. 共立蒲原総合病院組合

すり合わせ方針案（現行）

共立蒲原総合病院組合については、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に参加するものとする。

ただし、蒲原町及び由比町は、平成16年12月末までに実効性のある経営改善計画を策定し、平成17年度から実行する。

なお、静岡市の負担割合は、従前の蒲原町及び由比町の負担割合とする。

静岡市案（現行）

- ・併設の看護専門学校については、速やかに廃止計画を策定する。
- ・合併日の前日までに累積欠損金を清算する。

蒲原町、由比町案（現行）

- ・平成15年度までの累積欠損金については、平成17年度から10年間で清算する。
- ・平成16年度以降に生じた欠損金については、翌年度内に清算する。

すり合わせ方針案（変更）

共立蒲原総合病院組合については、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に参加するものとする。

ただし、蒲原町及び由比町は、平成16年12月末までに実効性のある経営改善計画を策定し、平成17年度から実行する。

静岡市の負担割合は、従前の蒲原町及び由比町の負担割合とする。

平成15年度までの累積欠損金については、平成17年度から10年間で清算する。また、平成16年度以降に生じた欠損金については、翌年度内に清算する。

駿河看護専門学校の取扱いについては、静岡市が設置している2つの看護専門学校の統合計画と併せて検討する。

上記については、静岡市と蒲原町、由比町及び富士川町との今後の話し合いの結果を踏まえて、協議する。

2 . 庵原郡環境衛生組合

すり合わせ方針

庵原郡環境衛生組合については、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に加わるものとする。

静岡市の負担割合は、従前の蒲原町及び由比町の負担割合とする。

なお、今後は、耐用年数等を基準に、使用に耐えないと判断されたところで、施設を廃止し、順次事業を縮小するものとする。ただし、火葬場施設については、現行のとおりとする。

3 . 庵原地区消防組合

すり合わせ方針

庵原地区消防組合については、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって脱退する。

蒲原町及び由比町の区域における消防に関する事務については、合併後の静岡市が実施するものとする。

< 消防組合の解散に伴う対応について >

富士川町の区域における消防に関する事務については、富士川町は、地方自治法第252条の14の規定に基づき、当該事務を静岡市に委託することができるものとする。なお、富士川町から委託の申し出があった場合は、組合職員すべてが、引き続き静岡市の職員としての身分を保有するように措置するものとする。

組合職員の任免、給与等及び財産の処分の取扱いなどについては、構成団体である富士川町、蒲原町、由比町と合併関係市町村である静岡市が協議のうえ定めるものとする。

1市2町と1市1町の場合で表記の異なる協議結果について

4 一般項目の協議

項目	1市2町の場合	1市1町(静岡市と町)の場合
12 一部事務組合等の取扱い	<p>1 一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>共立蒲原総合病院組合については、蒲原町及び由比町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に加入するものとする。</p> <p>ただし、蒲原町及び由比町は、平成16年12月末までに実効性のある経営改善計画を策定し、平成17年度から実行する。</p> <p>なお、静岡市の負担割合は、従前の蒲原町及び由比町の負担割合とする。</p> <p>【欠損金の清算方法等については経営改善計画を見て協議】</p> <p>庵原郡環境衛生組合については、蒲原町及び由比町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に加入するものとする。</p> <p>静岡市の負担割合は、従前の蒲原町及び由比町の負担割合とする。</p> <p>なお、今後は、耐用年数等を基準に、使用に耐えないと判断されたところで、施設を廃止し、順次事業を縮小するものとする。</p> <p>ただし、火葬場施設については、現行のとおりとする。</p> <p>庵原地区消防組合については、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。</p> <p>蒲原町及び由比町の区域における消防に関する事務については、合併後の静岡市が実施するものとする。</p>	<p>1 一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>共立蒲原総合病院組合については、町は合併の日の前日をもって脱退し、町を含めた1市2町の合併が成立した場合は、静岡市において合併の日に加入するものとする。</p> <p>ただし、町は、平成16年12月末までに実効性のある経営改善計画を策定し、平成17年度から実行する。</p> <p>なお、加入する場合の静岡市の負担割合は、従前の町の負担割合とする。</p> <p>【欠損金の清算方法等については経営改善計画を見て協議】</p> <p>庵原郡環境衛生組合については、町は合併の日の前日をもって脱退し、町を含めた1市2町の合併が成立した場合は、静岡市において合併の日に加入するものとする。</p> <p>加入する場合の静岡市の負担割合は、従前の町の負担割合とする。</p> <p>なお、静岡市が加入する場合、今後は、耐用年数等を基準に、使用に耐えないと判断されたところで、施設を廃止し、順次事業を縮小するものとする。</p> <p>ただし、火葬場施設については、現行のとおりとする。</p> <p>庵原地区消防組合については、町は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。</p> <p>町の区域における消防に関する事務については、合併後の静岡市が実施するものとする。</p>
25 清掃事業の取扱い	<p>蒲原町及び由比町の区域のごみ処理及びし尿処理については、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、庵原郡環境衛生組合の施設については、使用に耐えないと判断された時点で廃止し、順次事業を縮小するものとする。</p>	<p>町の区域のごみ処理及びし尿処理については、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、静岡市が加入した場合の庵原郡環境衛生組合の施設については、使用に耐えないと判断された時点で廃止し、順次事業を縮小するものとする。</p>

合併についての 住民説明会が 始まります

住民の皆さん、ぜひ、
ご参加ください。



日程表

日時	会場
平成16年12月 9日(木) 午後6時30分	静岡市役所静岡総合事務所17階 170会議室
平成16年12月10日(金) 午後6時30分	静岡市役所清水総合事務所8階 8AB会議室
平成16年12月11日(土) 午後3時	由比町中央公民館2階 大ホール
平成16年12月11日(土) 午後6時30分	蒲原町文化センター 1階ホール
平成16年12月12日(日) 午後3時	蒲原町文化センター 1階ホール
平成16年12月12日(日) 午後6時30分	由比町中央公民館2階 大ホール



会長あいさつ 静岡市・蒲原町合併協議会 静岡市・由比町合併協議会
会長 静岡市長 **小嶋 善吉**

多くの地域住民の皆様の期待を担い設置された静岡市・蒲原町合併協議会及び静岡市・由比町合併協議会は、協議の最終段階を迎えることとなりました。

合併協議会では、徹底した情報公開のもと、合併の方式や期日、合併建設計画や事務事業のすり合わせ方針など、合併に関する様々な項目について協議を重ねてまいりました。

住民説明会は、平成17年1月28日に行う「合併の是非決定」に向けて、これまでの協議の成果を住民の皆様様に説明し、意見交換を行うことを目的に開催いたします。

地方分権の潮流が一段と加速される中で、私たちの子どもや孫の世代にとって、この地域がいかにあるべきかを皆様と共に考えていきたいと思っております。ぜひ、ご来場ください。



副会長あいさつ
静岡市・蒲原町合併協議会
副会長
蒲原町長 **山崎 寛治**

蒲原町と静岡市の合併協議会につきましては、住民の皆様のご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

11月30日開催の第8回合併協議会までの成果を踏まえ、住民の皆様方へのご報告と意見交換の会を持たせていただきたくご案内いたします。

蒲原町・静岡市の両地域はもちろん、由比町の地域も含め一体化の中で地域全体を、より豊かな住み良い地域にして行くために一致協力の下、合併協議会を進めてまいりました。さらに、住民の皆様方のご意見をうかがい、お考えを尊重して合併の是非を問いたくこの説明会を開催いたします。多くの皆様のご参加をお願い申し上げます。



副会長あいさつ
静岡市・由比町合併協議会
副会長
由比町長 **望月 俊明**

平成16年4月25日に実施した住民投票の結果を受け由比町と静岡市の合併協議会を設置し、基本項目をはじめ合併に関する事項全般にわたり、慎重に協議を重ねてまいりました。

合併問題は、将来のまちづくりや住民の日常生活に直接影響を及ぼす重要な問題であり、私たちの世代だけでなく、次の世代のためにも、責任ある判断をしなければならないと考えています。

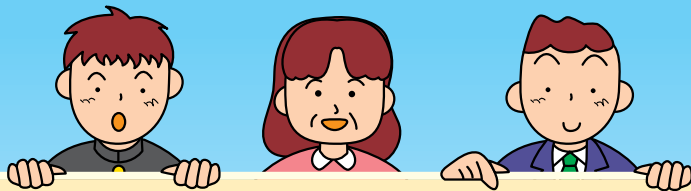
合併協議会では、これまでの協議結果を住民の皆様様に説明するとともに、合併についてご意見をうかがうため、住民説明会を開催いたします。

住民説明会には、多くの皆様にご出席いただき、積極的なご意見をお願いいたします。

静岡市・蒲原町合併協議会

静岡市・由比町合併協議会

1 合併の必要性



近年の交通・通信手段の発展に伴い、住民の皆さんの日常の生活圏は、市、町といった行政区域を越えて広がっています。また、生活水準の向上に伴い、より多様化、高度化した行政が必要とされるようになっていきます。

このような行政需要に対応するためには、すでに生活圏が一体化している市、町がその行政区域を統一し、広域的、長期的視野に立った計画のもと、効率的な行政運営を行う必要があります。

静岡市と蒲原町及び由比町を含む庵原郡とは、以前から生活圏、経済圏をひとつにしており、昭和47年には、静岡市、清水市、富士川町、蒲原町、由比町により、地方自治法第252条の2に基づく協議会として、静清庵地区広域市町村圏協議会（平成15年の静岡市と清水市の合併により静庵地区広域市町村圏協議会と改称）を設置し、広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定を行う等、以前から広域行政を推進してきました。

なお、平成12年の国勢調査によると、蒲原町から静岡市に通勤、通学している人は、約1,500人、静岡市から蒲原町に通勤、通学している人は約1,600人、由比町から静岡市に通勤、通学している人は、約1,700人、静岡市から由比町に通勤、通学している人は約400人となっており、約3,100人の住民の皆さんが毎日、静岡市、蒲原町間を、約2,100人の住民の皆さんが毎日、静岡市、由比町間を行き来していることになります。

また、通勤、通学以外にも買い物での行き来も多く、1つの商圈を形成しており、生活実感からは既に同じ「まち」ともいえる状況になっています。

このように既に生活圏が一体化している地域に存在する行政の境界を取り除くことによって、住民の生活圏に即した、より良い「まちづくり」を進めることが可能になります。

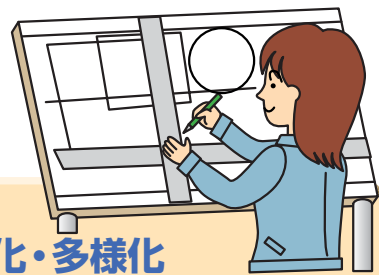
2 合併の効果

1 住民の利便性の向上

- ①住民の生活圏に即した行政区域の編成により、利用可能な行政窓口が増加し、住民票の発行などの窓口サービスが、住居や勤務地の近くなど多くの場所で利用できるようになります。
- ②今まで、利用が制限されていた他の市、町の公共施設（図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等）が同じ自治体の住民として利用できるようになります。

2 サービスの高度化・多様化

- ①小規模な自治体では設置困難な都市計画や国際化、情報化、男女共同参画等の部門に専任の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になります。
- ②従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職（保健師、理学療法士、土木技師、建築技師等）の確保を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になります。



3 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開

- ①広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用など、地域の個性を活かしたまちづくりをより効果的に実施することができるようになります。
- ②環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できるようになります。

4 政令指定都市としての行政の推進

静岡市は、平成17年4月1日から政令指定都市へ移行するため、合併後は政令指定都市としての行政を推進していくことになります。

現在の都市制度の中で最大の権能と財政力を持つ政令指定都市は、通常県が行っている県道等の管理や児童相談所、障害者更生相談所の設置、運営等を行うことになるため、県と市に分かれていた事務が一元化され、一体的、総合的な行政の展開が可能となり、より効率的な行政サービスが提供されるようになります。



3 合併への不安とそれへの対応

Q1 役場が遠くなって、不便になりませんか？

A 両町の地域は、静岡市との合併後は政令指定都市としての行政を推進することになります。政令指定都市は、組織上の特例で区役所及びその出張所の設置が認められています。

そこで、現在の両町の役場施設を清水区の「出張所」等として位置付けることにより、住民票の写しや印鑑証明の受領等、住民の皆さんが日常的に必要なとする行政サービスについては、今までと同じように受けることができるようになります。

Q2 中心部だけが良くなって、周辺部が寂れてしまいませんか？

A 合併後は、合併協議会において作成した「合併建設計画」に基づき、両町の地域のまちづくりを総合的、効果的に推進していくこととなります。

「合併建設計画」には、一体性の速やかな確立や均衡ある発展のための事業のほか、合併後の静岡市における蒲原地域及び由比地域の役割や、土地利用の方針も記載されておりますので、これに基づき、それぞれの地域資源を活かしながら、バランスのとれたまちづくりを進めていくこととなります。

Q3 住民の声、行政に届きにくくなりませんか？

A 合併前の町の地域を単位とした「地域審議会」等の設置も検討されておりますので、これにより、必要な事項については、市長に意見を述べることができ、地域の意向が尊重されることとなります。

また、その他の各種審議会等についても、公募による委員として参加していただくことにより、直接行政に意見、要望を伝えることが可能となります。

さらに、インターネットの持つ双方向性機能の活用など、いわゆる「IT化」により、行政に対する新しい形での住民参加がより一層推進されます。

Q4 地域の歴史、文化、伝統などが失われたりしませんか？

A 合併前の地域においてそれぞれ育まれてきた歴史、文化、伝統などについては、旧町の名称を市内の町・字名や学校などの公共施設の名称などとして残すことも可能ですし、地域に根ざした行事、イベント等についても、必要なものについては引き続き実施されていくこととなります。

このように、地域の歴史、文化、伝統などについては、合併後の市の貴重な財産として守り、市域全体で盛り上げていくべきものだと考えています。

Q5 税金が高くなりませんか？

A 地方税は、どの市町村でも地方税法等の規定に基づき課税されますので、原則として、地域的な差はありませんが、課税が一定の市に限定されていたり、任意となっている税もあります。

したがって、合併により取扱いが異なってくるものもありますが、それらについては、特例措置があります。政令指定都市になることによって、市街化区域農地の固定資産税及び都市計画税については宅地並みの課税になりますが、両町の区域については、合併の前に市街化区域の指定が行なわれていれば、特例により合併の翌年から5年度の間については農地に準じた課税をすることになっています。

また、市街化区域については、都市計画税が課税になりますが、特例を適用することにより、合併後5年度の間については、現在の静岡市の税率より低い0.2%の税率で課税されます。

なお、事業所税についても、特例を適用することにより、合併後5年度の間については、課税が免除されます。

4 合併協議会での協議状況

(平成16年10月7日現在)

1 基本項目の協議

項 目	協 議 結 果
1 合併の方式	庵原郡蒲原町及び由比町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとする。 なお、同区域は清水区の区域に編入するものとする。
2 合併の期日	平成18年3月31日とする。
3 合併後の市の名称	「静岡市」とする。
4 合併後の市の事務所の位置	静岡市の事務所の位置とする。
5 財産及び公の施設の取扱い	蒲原町及び由比町の財産及び公の施設は、すべて静岡市に引き継ぐものとする。

※区の区域・名称は、平成16年11月の静岡市議会の議決を経て決定する予定です。

2 法による特例項目の協議

項 目	協 議 状 況
6 市議会議員の定数及び任期の取扱い	【協議中】
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	蒲原町農業委員会及び由比町農業委員会は静岡市農業委員会に統合する。 ただし、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、両町の農業委員会の選挙による委員のうち、それぞれ3人は、静岡市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き静岡市農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
8 地方税の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町及び由比町の区域については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、事業所税を課税免除し、都市計画税の税率を0.2%とする。
9 一般職の職員の身分	蒲原町及び由比町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、静岡市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとする。
10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い	【協議中】

3 建設計画

項 目	協 議 状 況
11 建設計画	「5 建設計画登載事業」に中間素案の内容を記載

4 一般項目の協議

項 目	協 議 状 況
12 一部事務組合等の取扱い	<p>1 一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>① 共立蒲原総合病院組合については、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に参加するものとする。 【詳細については協議中】</p> <p>② 庵原郡環境衛生組合については、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に参加するものとする。 静岡市の負担割合は、従前の蒲原町及び由比町の負担割合とする。 なお、今後は、耐用年数等を基準に、使用に耐えないと判断されたところで、施設を廃止し、順次事業を縮小するものとする。 ただし、火葬場施設については、現行のとおりとする。</p> <p>③ 庵原地区消防組合については、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 蒲原町及び由比町の区域における消防に関する事務については、合併後の静岡市が実施するものとする。</p> <p>④ 県道富士宮由比線、市町道富士川由比線道路組合については、由比町は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。</p> <p>2 静庵地区広域市町村圏協議会については、蒲原町及び由比町は合併の日の前日をもって脱会するものとする。</p>

項 目	協 議 状 況
	3 その他の事務の共同処理については、蒲原町及び由比町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市の加入が必要なものについては、合併後に加入するものとする。 4 第3セクターについては、当面現行のとおりとする。
13 使用料、手数料等の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町及び由比町独自の施設、事務の使用料、手数料等は、当分の間、現行のとおりとする。 なお、存続する一部事務組合の使用料及び手数料については、当分の間、現行のとおりとする。
14 国民健康保険事業の取扱い	静岡市の制度に統一する。
15 組織及び機構	【協議中】
16 特別職の職員の身分	蒲原町及び由比町の特別職の職員は、すべてその身分を失う。
17 条例・規則の取扱い	静岡市の条例・規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。
18 公共的団体等の取扱い	合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。
19 補助金、交付金等の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町及び由比町独自の補助金、交付金等については、合併後の市域全体における均衡を失わない範囲で配慮するものとする。
20 行政連絡機構の取扱い	合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。 なお、広報紙の配布等の行政連絡事務については、静岡市の制度に統一するものとする。
21 町・字名の取扱い	蒲原町及び由比町の町・字名は、原則として現行のとおりとする。 ただし、合併に際し、蒲原町及び由比町の町・字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。
22 各種福祉制度の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町及び由比町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失わない範囲で配慮するものとする。
23 慣行の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、両町の慣行については、従来の実績等を勘案し、静岡市に引き継ぐべきものについては継続する。
24 保健衛生事業の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町及び由比町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失わない範囲で配慮するものとする。
25 清掃事業の取扱い	蒲原町及び由比町の区域のごみ処理及びし尿処理については、当分の間、現行のとおりとする。 ただし、庵原郡環境衛生組合の施設については、使用に耐えないと判断された時点で廃止し、順次事業を縮小するものとする。
26 各種産業制度の取扱い	静岡市の制度に統一する。
27 教育制度の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町及び由比町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失わない範囲で配慮するものとする。
28 消防団の取扱い	合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。 なお、団員の身分、報酬、手当等については、静岡市の制度に統一する。
29 上水道事業の取扱い	合併後当分の間、現行のとおりとし、速やかに静岡市全体としての統一に向けて調整を図るものとする。
30 下水処理事業の取扱い	合併後、地域の実情に適した処理方法を検討するものとする。
31 各種事務事業の取扱い	【今後協議】
32 その他	【 1～31に該当しない項目が生じた場合に協議 】

5 建設計画登載事業

【静岡市・蒲原町合併建設計画】

1 市が実施する事業

(1) 健康・福祉

事業名

子育て支援の推進

1 保育所整備事業

少子化は進行しているものの、保育ニーズは多様化している現状に対応するため、統合も含め公立保育所の在り方を検討し、子育てしやすい環境を整備

2 放課後児童対策

放課後児童クラブを運営、整備し、昼間保護者のいない家庭の子どもの育成、指導を行うと共に、女性が社会進出しやすい環境を整備

3 児童館等の運営

児童に安全かつ創造的な遊びの活動を体験させ、健全育成を図ると共に、地域の人達との交流の場として、児童館、児童センター等を運営

知的障害者の自立支援

知的障害者同士が共同生活できるグループホームを運営し、知的障害者の生活の質の向上及び社会的自立を支援

保健福祉センターの整備

市民の健康増進と地域福祉の拠点となる保健福祉センターを整備

老人福祉センター・介護予防施設事業の充実

高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場となる老人福祉センターでの事業及び介護予防活動の充実を図り、健康で明るく生きがいのある生活を送れるよう支援

特別養護老人ホームの施設整備

特別養護老人ホームにおいて、入所者に対して、十分な介護が行われるよう施設整備を推進

(2) 文化・学習

事業名

文化センターの改築

老朽化した蒲原町文化センターの改築に合わせ、防災センター等を併設する複合施設として整備 ●延床:3,200㎡

図書館機能の充実強化

多様化する住民のニーズに対応できるよう、図書館機能の充実強化を図る。

蒲原城跡整備関連事業

「蒲原城跡」の調査研究を行ない、保存整備を推進するとともに、御殿山・狼煙場等を散策できる遊歩道を整備

教育施設の整備

小学校校舎、耐震補強、体育館、プール、トイレ改造等
中学校校舎、耐震補強、体育館、プール、トイレ改造等
給食施設

遊歩道の整備

公有林の間伐、造林等を行い健全な森林の育成を図ると共に、市民の健康増進のため、ハイキング等に活用できる遊歩道を整備



(3) 生活環境

事業名

防犯まちづくり事業

地域ぐるみの自主的防犯活動や犯罪の防止に配慮した都市環境の整備など、住民の目が行き届いた犯罪の起きにくいまちづくりの推進

清掃工場の建設

静岡県中部圏域の一般廃棄物を安全で適正に処理する体制を確立するための清掃工場の建設

【静岡市・由比町合併建設計画】

1 市が実施する事業

(1) 健康・福祉

事業名

子育て支援の推進

1 保育所整備事業

少子化は進行しているものの、保育ニーズは多様化している現状に対応するため、子育てしやすい環境を整備

2 放課後児童対策

放課後児童クラブを運営、整備し、昼間保護者のいない家庭の子どもの育成、指導を行うと共に、女性が社会進出しやすい環境を整備

3 児童館等の運営

児童に安全かつ創造的な遊びの活動を体験させ、健全育成を図ると共に、地域の人達との交流の場として、児童館等を運営

保健福祉センター（老人福祉センター併設）の整備

市民の健康増進と地域福祉の拠点及び高齢者のレクリエーションの場となる保健福祉センターの整備

地域医療体制の充実

山間地等地域における医療体制の整備に向け、公設民営方式等による診療所設置の可能性を調査



(2) 文化・学習

事業名

文化財展示施設の整備

現在の町庁舎を改築し、文化財の展示コーナー及び保管施設を整備 ●展示コーナー:100㎡ ●保管施設:100㎡

公民館機能の充実

多様化する住民のニーズに対応し、図書室等の公民館機能を充実することにより生涯学習の環境を整備

東海道広重美術館の充実整備

浮世絵師歌川広重の作品を中心に1,200余点の版画が収集されている東海道広重美術館の更なる充実整備

教育施設の整備

小学校校舎、耐震補強、体育館、プール、トイレ改造等
中学校校舎、耐震補強、体育館、プール、トイレ改造等
給食施設

浜石岳周辺整備

1 青少年野外センター整備

青少年の野外活動を通じ、健全育成に資するための施設である静庵地区青少年野外センターの整備

2 遊歩道整備

市民の健康増進のため、ハイキング等に活用できる遊歩道を整備

運動公園の整備

市民が気軽にスポーツに取り組み、健康増進を図れるよう、運動公園を整備

(3) 生活環境

事業名

防犯まちづくり事業

地域ぐるみの自主的防犯活動や犯罪の防止に配慮した都市環境の整備など、住民の目が行き届いた犯罪の起きにくいまちづくりの推進

清掃工場の建設

静岡県中部圏域の一般廃棄物を安全で適正に処理する体制を確立するための清掃工場の建設

新エネルギー利用の調査検討

環境への負荷の軽減を図るため、化石燃料に替わる新たなエネルギーの利用の可能性を調査検討

生活排水対策事業

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等を効率的に組み合わせ、清潔で快適な市民生活を支える環境を整備

公園の整備

緑あふれた安全・快適な生活環境の創出のため、公園を整備

- ・みその公園
- ・富士川緑地公園
- ・ポケットパーク 他

上水道事業

災害に強く、良質な水道水の安定的な給水体制の確立
取水場、浄水場、配水場、管網等の整備

治山事業

災害の発生を未然に防ぐため、崩壊の危険度の高い河川流域や山間地に治山ダムを設置

河川改修事業

災害の発生を未然に防ぐため、流下能力の不足する河川等を改修、整備

公営住宅建替

安全な居住空間を提供するため、老朽化した公営住宅の改修、改築を実施



(4) 産業・経済

事業名

商工業活性化支援

地場産品のPR、各種研修活動等を支援し、商工業の活性化を推進

海洋深層水利用の可能性調査

21世紀における地球的資源として、様々な分野への利活用の可能性を秘めている海洋深層水の、利用の可能性を調査

土地改良事業

農業生産基盤を面的に整備していくため、土地改良事業を実施

林道整備事業

林業の生産基盤を整備するため、林道を整備

農業公園等の整備

自然環境を保全し、都市と農村との交流を促進するため、農業公園等を整備



(5) 都市基盤

事業名

歴史の回廊かんばら整備事業

東海道の宿場町であった蒲原の歴史を感じさせるまちなみを活かし、快適な散策空間を整備

東名高速道路インターチェンジ可能性調査

東名高速道路新インターチェンジ設置についての可能性調査の実施

道路の整備

1 主要幹線道路の整備

一体化を促進するため、都市内交通の大宗を占める主要な幹線道路の重点的な整備

2 生活道路の整備

市民の使用頻度の高い生活道路を整備

JR蒲原駅、新蒲原駅整備の研究調査

JR蒲原駅、新蒲原駅の橋上駅化や自由通路の設置等について、研究調査を実施

ごみ収集体制の整備

ごみの分別収集を進めるため、収集体制を整備

新エネルギー利用の調査検討

環境への負荷の軽減を図るため、化石燃料に替わる新たなエネルギーの利用の可能性を調査検討

生活排水対策事業

公共下水道、合併処理浄化槽等を効率的に組み合わせ、清潔で快適な市民生活を支える環境を整備

公園の整備

緑あふれた安全・快適な生活環境創出のため、公園を整備

上水道事業

災害に強く、良質な水道水の安定的な給水体制の確立
取水場、浄水場、配水場、管網等の整備

耐震性小型貯水槽整備事業

予想される大規模地震に備え、災害時における水利の確保を図るため、耐震性小型貯水槽を整備

防災センターの整備

現在の役場庁舎を改修し、防災機能を持った施設に改修
研修施設、備蓄資材保管庫 等

治山事業

災害の発生を未然に防ぐため、崩壊の危険度の高い河川流域や山間地に治山ダムを設置

河川改修事業

災害の発生を未然に防ぐため、流下能力の不足する河川等を改修、整備

公営住宅改築

安全な居住空間を提供するため、老朽化した公営住宅の改修、改築を実施

宅地造成事業

定住人口の増加を図るため、良好な宅地を造成し供給

(4) 産業・経済

事業名

商工業活性化支援

地場産品のPR、各種研修活動等を支援し、商工業の活性化を推進

道の駅整備の可能性調査

ドライバーが安心して利用できる休憩施設に特産品の販売施設を併設する「道の駅」設置の可能性を調査

海洋深層水利用の可能性調査

21世紀における地球的資源として、様々な分野への利活用の可能性を秘めている海洋深層水の、利用の可能性を調査

漁港整備事業

由比漁港整備
防波堤、波除堤、護岸、係留施設 等

水産業共同施設整備支援

水産業の合理化、近代化を図るため共同施設の整備を支援

林道整備事業

林業の生産基盤を整備するため、林道を整備

温泉発掘可能性調査

市民の健康増進、地域の活性化を図るため温泉の可能性について調査

(5) 都市基盤

事業名

美しいまちなみの形成

東海道の宿場町であった由比の歴史を感じさせるまちなみを活かし、快適な散策空間を整備

道路の整備

1 主要幹線道路の整備

一体化を促進するため、都市内交通の大宗を占める主要な幹線道路の重点的な整備

2 生活道路の整備

市民の使用頻度の高い生活道路を整備

第2東名アクセス道路建設の可能性調査

庵原地区と静岡地区を結ぶ幹線道路は海岸部の国道1号のみであり、災害時の東西交通の確保の観点からも、第2東名清水インターチェンジへのアクセス道路建設の可能性を調査

(6) 行財政

事業名

国際化の推進

社会の様々な局面でグローバル化が進行する中で、国際化に対応できる人づくり、組織づくり、地域づくりを推進

戸籍の電算化

市民サービスの向上、行政事務の効率化を図るため、戸籍の電算化を実施

地籍調査事業

行政及び個人の財産を確定することにより、公共事業の円滑な実施など土地行政の効率化を図る。

2 静岡県が実施を予定する事業

事業名

経営体育成樹園地再編整備事業

畑地、樹園地における担い手の育成・強化を図り、意欲ある経営体が活躍できる生産基盤・環境整備を総合的に推進する。

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資する農道の新設、改良を推進する。

蒲原3期地区、蒲原堰沢地区



3 財政計画

(1) 歳入(10年間の合計)

(単位:億円)

区分	金額	備考
地方税	11,650	
地方消費税交付金	771	
地方交付税	2,114	
地方特例交付金	413	
国・県支出金	3,964	
市債	3,308	
その他	3,165	使用料、手数料等
合計	25,385	

(2) 歳出(10年間の合計)

(単位:億円)

区分	金額	備考	
消費的経費	人件費	5,105	
	扶助費	3,965	
	その他	5,492	物件費、補助費等
投資的経費	普通建設費	4,919	
	公債費	3,848	
その他	その他	2,056	繰出金、投資及び出資金・貸付金等
	合計	25,385	

問い合わせ

静岡市広域行政課 〒420-8602 静岡市追手町5-1 TEL 054-221-1287 FAX 054-221-1490
Eメール kouiki@city.shizuoka.shizuoka.jp

蒲原町総務課 〒421-3211 庵原郡蒲原町新田2-16-8 TEL 0543-85-7700 FAX 0543-85-3110
Eメール kambara-cho@town.kambara.shizuoka.jp

由比町総務課 〒421-3104 庵原郡由比町北田110-1 TEL 0543-76-0502 FAX 0543-76-0110
Eメール kouhou@yuicho.jp

JR由比駅整備の研究調査

JR由比駅の橋上駅化や自由通路の設置等について、研究調査を実施

(6) 行財政

事業名

国際化の推進

社会の様々な局面でグローバル化が進行する中で、国際化に対応できる人づくり、組織づくり、地域づくりを推進

戸籍の電算化

市民サービスの向上、行政事務の効率化を図るため、戸籍の電算化を実施

地籍調査事業

行政及び個人の財産を確定することにより、公共事業の円滑な実施など土地行政の効率化を図る。

2 静岡県が実施を予定する事業

事業名

経営体育成樹園地再編整備事業

畑地、樹園地における担い手の育成・強化を図り、意欲ある経営体が活躍できる生産基盤・環境整備を総合的に推進する。

砂防事業

土砂災害から生命、財産を守るため、砂防事業を推進する。
鍛冶沢、白井沢

急傾斜地崩壊対策

土砂災害から生命、財産を守るため、崩壊防止工事を推進する。
陣笠山、五所

地すべり対策事業

住民が安心して暮らせるよう、地すべり対策事業を推進する。
西倉沢、白井沢、寺尾

河川の整備

災害を未然に防ぐため、河川整備を推進する。
由比川

3 財政計画

(1) 歳入(10年間の合計)

(単位:億円)

区分	金額	備考
地方税	11,503	
地方消費税交付金	764	
地方交付税	2,206	
地方特例交付金	410	
国・県支出金	3,977	
市債	3,262	
その他	3,093	使用料、手数料等
合計	25,215	

(2) 歳出(10年間の合計)

(単位:億円)

区分	金額	備考	
消費的経費	人件費	5,109	
	扶助費	3,957	
	その他	5,435	物件費、補助費等
投資的経費	普通建設費	4,850	
	公債費	3,824	
その他	その他	2,040	繰出金、投資及び出資金・貸付金等
	合計	25,215	